

第 17 章 第 15 章及び第 16 章意見についての
事業者の見解

第 17 章 第 15 章及び第 16 章意見についての事業者の見解

17.1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

環境保全の見地からの意見を有する者の意見は提出されなかった。

17.2 知事の意見と事業者の見解

第 16 章に示した準備書についての埼玉県知事からの意見と事業者の見解は、表 17.2-1(1)～(4)に示すとおりである。

表 17.2-1(1) 知事意見に対する事業者の見解

項目	知事意見	事業者の見解
1.全般的事項	<p>計画地内には小学校及び高等学校（以下「小学校等」という。）が存在していることから、通学時における生徒への影響が懸念される。建設機械の集中した稼働や資材運搬車両の渋滞等により、大気汚染物質、騒音及び振動が発生して通学時の生徒に影響が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。</p>	<p>計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の運行管理等を行うよう指導します。</p> <p>また、必要に応じて仮囲いや飛散防止ネットを設置する等の環境保全措置を講じるよう指導し、児童や生徒の安全の確保について最大限の配慮をします。</p>
	<p>近年の気象災害事例を踏まえ、調整池からの越水、濁水の流出が生じないよう十分な調整池を設置すること。また、周辺河川の一部においては、過去の台風被害によって護岸が崩壊した箇所があることから、計画地からの排水については、放流先河川に被害が生じないよう検討すること。</p>	<p>調整池の容量は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づいた容量以上を確保する計画としています。</p> <p>工事中は仮設沈砂池において濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、流出量を調整しながら上澄み水を放流する計画です。</p> <p>供用後は計画区域内に整備する調整池において、流出量の抑制を図ったうえで、日高市が本事業と並行して整備予定である新設の雨水幹線に接続し放流する計画です。</p>
	<p>造成計画について、盛土量が切土量より多くなっているため、当該盛土材の使用については、施工時期との整合をとり、また外部から残土の搬入があった場合の搬入土壌の管理を適正に行うこと。</p>	<p>本事業では構造物残土の活用及び各街区の宅盤高の調整を行い、土量バランスを図ることから、原則不足土の搬入は行わない計画としています。</p> <p>土量バランスが図られることが一見して分かるよう、構造物残土量を表に追記しました。(p.2-12 参照)</p>

表 17.2-1(2) 知事意見に対する事業者の見解

項目	知事意見	事業者の見解
1.全般的事項	<p>本地域の屋敷林については、保全の対象になっていないとしても地域の資産であることから、開発予定の緩衝帯として活用するなど、その保全を検討すること。</p>	<p>本地域の屋敷林は、平成初期頃から周囲がグラウンドとして利用され、手入れが入らない林分となった経緯があり、地域特有の屋敷林という位置づけからは異なる状態であると考えます。</p> <p>また、本事業においては、計画区域内に存在する教育施設以外をほぼ全域造成する計画であることから、屋敷林は全て消失します。</p> <p>本事業の環境保全措置として、産業用地の外周には 5mまたは 10mの緩衝帯を整備するとともに、緩衝帯には条例に則った密度で高木を植栽します。</p>
	<p>温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標（NDC）や、県、日高市のカーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。</p>	<p>温室効果ガス排出抑制の取り組みとして、工事中は建設機械・資材運搬車両のアイドリングストップ等を徹底し、供用時においては、再生可能エネルギーの導入及び活用を進出企業へ要請します。</p>
	<p>計画地内に存在する小学校等の通学路の一部が改変されるため、十分な安全対策を行うこと。また、屋敷林の伐採や、物流施設などの長大な建物建造物による日影など、事業に伴う地域への影響も大きいことから、本事業計画について地域住民とのコミュニケーションを十分に図ること。</p>	<p>計画地内の道路の一部は通学路であり、工事中は通学路の変更があることから、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を行うよう工事関係者へ指導します。</p> <p>また、必要に応じて工事説明会を開催する等、事業の進捗に合わせて適宜調整を図ります。</p>
2.動物	<p>引用文献や保全すべき動物種について、再度確認を行い、環境影響評価図書の精度の向上を図ること。</p>	<p>引用文献や保全すべき動物種について、再度確認し記載内容を修正しました。(p.10.10-8 参照)</p>

表 17.2-1(3) 知事意見に対する事業者の見解

項目	知事意見	事業者の見解
3.景観	<p>歩行者専用道路の工事にあたり、景観の観点から高萩北小学校に植えられている桜並木の根を傷つけないよう留意すること。また、併せて歩道には透水性のある素材の使用を検討すること。</p> <p>景観資源の調査地点 No.2 については、当該地域特有の屋敷林が良く視認できる地点であることから、当該屋敷林を伐採する場合には、予測評価地点として追加すること。</p>	<p>工事の際は桜並木の根を傷つけることのないよう留意して施工します。</p> <p>また、計画区域内の歩道及び歩行者専用道路については、透水性舗装を採用します。</p> <p>景観資源の調査地点 No.2 は産業街区の中央部分にあたり、将来は建物の内部になる可能性があることから、将来のモニタージュを作成することができません。</p> <p>また、本事業では、計画区域内に存在する教育施設以外をほぼ全域造成することから、主要な景観資源である屋敷林はすべて消滅します。</p> <p>よって、評価書においては、屋敷林を対象とした予測評価地点の追加は行いません。</p> <p>ただし、知事意見における地域特有の屋敷林であるとのことをご意見を勘案し、屋敷林の存在の記録の観点から、屋敷林が視認できる地点を事後調査の地点として追加します。</p> <p>事後調査の計画は第 13 章に示したとおりです。</p>
4.景観・日影阻害	<p>予測評価の前提となっている建造物の高さや広さについて、当該規模を前提とした根拠を評価書において丁寧に記載すること。</p>	<p>景観や日照阻害等の予測条件とした想定建物は、進出企業における使い勝手の良い条件として、平場で使用する面積を最大限確保できる建物を想定しました。</p> <p>なお、この場合における想定建物の高さは、建ぺい率・容積率の関係から、現在設定している建物高さ (20m 又は 30m) になると想定します。(p.2-7 参照)</p>

表 17.2-1(4) 知事意見に対する事業者の見解

項目	知事意見	事業者の見解
5.史跡・文化財	<p>計画地内に存在する旭ヶ丘遺跡及び一部存在する捨石遺跡、王神遺跡については、既に実施済みの試掘箇所だけでなく、当該箇所より東側に遺跡が存在する可能性があるため留意すること。</p> <p>また、遺跡の範囲が造成工事における切土部分と重なることから、埋蔵文化財が確認された場合は、まずは出来る限り保存することを検討し、保存できない場合は市教育委員会に確認し、記録保存などの対応を行うこと。</p>	<p>計画地内に存在する埋蔵文化財の取扱いについては、埼玉県教育委員会及び日高市教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じます。</p> <p>なお、旭ヶ丘遺跡は本事業の切土部にあたるため、遺跡の保存は困難であることから、日高市教育委員会が記録保存を行いました。</p>
6.廃棄物	<p>産業廃棄物の処理について進出企業に対して指導するとあるが、市には産業廃棄物の指導部署がないことから、現実的に対応できる部署を具体的に記載すること。</p> <p>廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス削減の観点からも、できる限り廃棄物の発生量を抑制すること。</p>	<p>事業系ごみ(廃棄物)のうち、市が処理するのは「可燃ごみ」のみであり、家庭系ごみの可燃ごみと併せ民間事業者へ処理を委託しています。処理施設への搬入は一般廃棄物収集運搬許可事業者により行われております。産業廃棄物については、埼玉県環境部産業廃棄物指導課の指導のもと、適切に処理するよう進出企業へ要請します。</p> <p>進出企業に対して、温室効果ガス削減の観点からも産業廃棄物の排出抑制や分別等に努めるよう要請します。</p>
7.事後調査	<p>計画地内には小学校等が存在しており、通学時における生徒への配慮が重要である。工事中においては、資材運搬車両の走行に起因する交通渋滞のような短期的な条件が発生する可能性があり、現在の予測結果と異なることが想定されるため、工事中の通学時間帯における大気質の調査を行い、結果に応じて必要な環境保全措置を追加すること。</p> <p>計画地からの雨水排水先の河川においては、現状においても降雨時の浮遊物質量が環境基準を超える値を示していることから、本事業による河川への影響を把握するため、事後調査を実施し、結果に応じて保全措置を追加するなど、さらなる水質の悪化が生じないようにすること。</p>	<p>資材運搬等の車両の走行による大気質への影響を確認するため、事後調査を実施します。</p> <p>事後調査の計画は第13章に示したとおりです。</p> <p>造成等の工事に伴う河川への影響を確認するため、事後調査を実施します。</p> <p>事後調査の計画は第13章に示したとおりです。</p>